

令和元年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 令和元年6月11日（火）

午後3時02分～午後3時55分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

(1) 議案第11号「千代田区立こども園条例の一部を改正する条例」

(2) 議案第12号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

第 2 協議

【文化振興課】

(1) 四番町図書館仮施設整備について

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 令和元年 第2回区議会定例会の日程

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

(2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏

児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長 皆さん、こんにちは。定刻を若干過ぎましたので、教育委員会定例会を開会いたします。

 まず、会議に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合には傍聴を許可するというので、ご了承をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

 ただいまから、令和元年教育委員会第10回の定例会を開会いたします。

 本日、教育委員の出席は全員でございます。

 今回の署名委員は、長崎委員にお願いいたします。

長崎 委員 はい。承知しました。

◎日程第1 議案

子ども支援課

- (1) 議案第11号「千代田区立こども園条例の一部を改正する条例」
- (2) 議案第12号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

坂田 教育長 それでは、早速、日程に入ります。

 日程の第1は議案でございます。議案の第11号として、千代田区立こども園条例の一部を改正する条例、そして、(2)に、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例でございますが、この2件は教育委員会の議案でございます。幼児教育の無償化に係るものということで先般もお話をさせていただいてご協議いただいた条例でございます。

 報告案件に、子ども支援課の(1)、(2)として、保育の実施に関する条例、そして保育施設等運営基準条例、これの一部改正がそれぞれございますが、これも同様に無償化に係る条例ということで、今般の国の10月1日施

行の幼児教育の無償化に絡む関連の条例ということでございます。議案としては上記の2件でございますが、同様に、報告案件につきましても、同じ動機でございますので、一緒に説明をさせていただき、上の2本については採決をさせていただくということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

坂田教育長

はい。

それでは、議案に入ります。

議案の説明をお願いいたします。子ども支援課長。

子ども支援課長

それでは、今、教育長のほうからもご説明がございましたので、私のほうからは、この、1枚つけさせていただいております「幼児教育・保育の無償化等について」という資料に基づきまして、今回の法改正の内容等についてご説明させていただきます。

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保育に係る負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童です。

まず、対象者・利用料のところですが、3歳児から5歳児が無償となります。子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料につきましては、「同制度における利用料負担額を上限として無償化」というような言い方をしております。次の米印ですけれども、幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラスから無償となっております。

0歳児から2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化となります。本区の場合では、生活保護世帯だけではなく、この住民税非課税世帯も対象として、以前より無償化としておりました。国が10月から無償化されますが、本区ではもう行っていた制度です。

対象となる施設・サービスは以下の施設になります。

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する児童です。

対象者・利用料は、ここ、下に示させていただいたとおり、このようになります。これは、認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

(3) 認可外保育施設等を利用する児童。

対象者・利用料です。認可外保育施設というのは、保育が必要でない場合であっても利用は可能なんですけれども、この補助が出るものは、保育の必要性があると認められた3歳児から5歳児につきまして、この認可保育所における保育料の全国平均(月額3万7,000円)を上限といたしまして、利用料が無償化となります。

0歳児から2歳児に関しましては、住民税非課税世帯の児童を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償となります。

また、対象となる施設・サービスは以下のようになっております。

では、裏面をお開きください。

今回、この無償化の対象となる認可外保育施設の補助というところが大きなポイントでもあるんですけども、基準といたしましては、都道府県に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要とされております。ただし、経過措置といたしましては、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする、5年間の猶予というものが設けられております。

(4) 障害児通園施設を利用する児童です。

対象者・利用料。これは就学前の障害児の発達支援施設（いわゆる障害児通園施設）を利用する児童の利用料が無償化となります。こちら、3歳児から5歳児が対象です。また、0歳児から2歳児は、ほかのものと同じように、住民税非課税世帯については、既は無償となっております。

幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となっております。

次、2の「多子軽減制度の拡充」です。

この下の表のように、年収360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合についても、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にする、これは都の制度です。現在、国の制度といたしましては、第1子が同じ就学前、保育園に通っているというところの第2子については、このような制度になっておりましたが、今回、国の制度で、第1子の上限が小学生以上も可能になったというところなんです。

3、実施時期は、いずれも令和元年10月1日からです。

ご説明は以上となっております。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

補足はございますか。

村木部長。

教育担当部長

それでは、議案として、今回、議案第11号と第12号、それからこちらは報告事項でございますが、保育の実施に係る条例の一部を改正する条例と、保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例ということで、4つの条例の改正案が上がっていますので、簡単に内容をご説明させていただきます。

坂田教育長

はい。お願いします。

教育担当部長

はい。初めに、議案第11号、こども園条例の一部を改正する条例です。

こちら、まず、先ほど新井課長のほうからご説明がありましたように、今回の一番大きな点といたしましては、3-5歳に係ります保育料、こちらのほうを無償とするというところがございます。それが、この条例で行きますと、8条の保育料の別表の規定、こちらをそれまでの金額を0円に改めるとい、そういった改正が行われているということでございます。

これ、別表のほうは、1枚めぐりまして、6の2、6の3、6の4、こちらのほうに出てございます。これが1点目の改正です。

2点目が、8条の2項、3項のところ、こちらがこれまでの多子軽減、要するにお子さんが2人、3人といらっしゃる場合の2人目、3人目の軽減措置、この第1子の考え方を変えることによる改正が、この2項と3項の改正になります。2項は削除されておりますが、これは、3歳から5歳の分の多子軽減ですので、こちらはそもそも保育料自体を無償としてしまいますので、軽減の意味はございませんので削除するというところでございます。

3項のほうを、先ほど新井課長からご説明があったような第1子の考え方を変更いたしまして、保育園に通っていない小学校以上の子どもでも第1子というふうに数えるというふうな変更を加えるという、それが旧3項、改正後の2項ということになります。

その他につきましては、規定整備ということになります。

次に、議案第12号、幼稚園使用条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、2条については、条例の規定整備の内容で、文言整理ということで行ったものでございます。

こちらも、一番大きな改正といたしましては、保育料の額を無償とする、幼稚園の場合は、基本的には3歳から5歳までですので、全員無償ということになります。

それから、1枚めぐりまして、第7条、「別表に定めるとおり」といたしまして、その別表の内容を、先ほどのこども園と同様、保育料の月額0円というふうに変更いたします。

こちらの場合、7条の2項、3項、こちらが削除されてございますが、こちらが多子軽減の規定になります。幼稚園の場合には3歳から5歳までということで、先ほど申し上げましたように、今回その年齢層の子どもは無償となりますので、多子軽減の規定は意味がございませんので、こちらは削除いたしますということでございます。

残りは、いわゆる規定整備という形で整理させていただいているものでございます。

次に、3つ目、こちらは報告事項になりますが、保育の実施に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちら、下線が引いてございませませんが、こちらも同様に、保育料の額について、別表の内容を変更いたしまして、保育料を0円といたします。これについては、保育園のほうは0歳児から預かってございますが、0、1、2については従来どおりの徴収ということでございます。

今回、国の制度では、非課税世帯等につきまして、0、1、2の世帯については無償ということになってございませますが、こちらは、既に千代田区の場合は従前から実施しておりますので、今回の国の制度による変更はございません。

それから、第2項、こちらが多子軽減の規定の改正ということになります。内容につきましては、こども園条例のほうと同じでございます。

そのほかにつきましては、いわゆる規定整備という形で内容のほうの整備

をさせていただいているものでございます。

最後に、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、保育施設等、保育園、それから幼稚園、あと、地域型の保育施設、これらについての運営基準を定める条例でございますが、これは国の政令に従いまして、運営基準のほうを各自治体の条例で定めるという形になってございます。その中で、従うべき基準ということで、国の政令どおりやっってくださいという形になっているものがございますので、そういったものにつきましては、国の政令どおり整備させていただいてございます。

内容につきましては、その政令が変更されたことによります規定整備、そういった内容ということでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。補足をしていただきましたが。

何かご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら、よろしくお願いたします。

俣野委員。

俣野委員

まず、平たく言って、無償の対象になるのは0歳児から5歳児までということなんですか。それで、3歳児から5歳児までが全部無償で、0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯を対象として無償化ということになっている。これ、0歳児から2歳児になると、ある程度所得のある人は無償化にはならないんですか。

坂田教育長

新井課長。

子ども支援課長

はい。0歳児から2歳児につきましては、住民税非課税世帯のみで、あとの方は今までどおりの保育料となる予定です。

俣野委員

本区では実施済みというのはなんでしょうか。

子ども部長

今までも、うちの区の条例で、0歳から2歳に関して、住民税非課税世帯は無料となっていました。

俣野委員

そうすると、所得のある人は。

子ども部長

従前どおり取ります。最高5万7,500円までは取ります。

俣野委員

わかりました。そうすると、3歳児から5歳児は、これは、所得にかかわらず全員無償という考え方ですか。

子ども部長

そうです。所得にかかわらず全員無償です。

坂田教育長

ほかにございますでしょうか。

子ども部長

すみません。3歳から5歳に関しては、食材費は取りなさいというのが国の考え方ですが、千代田区の考え方が今般まとまりまして、千代田区は3歳から5歳に関して食材費を今回取らないということですので、ここには入っていませんけども、区の考え方としまして、3歳から5歳までの幼稚園及び保育園は、保育料それから食材費とも、区としてとにかく食材費は取らないということに決まりました。なお、23区は、これについて、今後、取る区と

取らない区に分かれてくると思います。

俣野委員 給食を出しているところはあるんですか。

子ども部長 保育園は全て出していますし、幼稚園は、8園のうち、こども園と千代田幼稚園、昌平幼稚園は出しています。

俣野委員 わかりました。

坂田教育長 はい。よろしいですかね。

ほかにご質問はございますでしょうか。いいですか。

中川委員 中川委員。

中川委員 1つだけ教えていただきたいんですけど。

障害児通園施設を利用する児童ということで、就学前の障害児の発達支援施設というのが出ていますけど。千代田区のお子さんは、今どんなところに行っていらっしゃるんでしょうか。

坂田教育長 新井課長。

子ども支援課長 児童発達支援の事業所ですとか、あとは医療型ですね。重いお子さんの医療型児童発達支援、また居宅訪問型発達支援ということで、おうちに来ていただくようなものがあります。それから、保育所等訪問支援というのは、なかなかまだ、多くは使っていらっしゃらないんですけども、障害をお持ちのお子さんの通っていらっしゃる保育園に行って、そこで先生方に、どんなような指導をすればいいですよというような保育所等訪問支援事業所等ですね。具体的に、医療型障害児入所施設なども使用可となりますけども、具体的に、都立の療育センターといったところを使っている方が無償となります。

中川委員 そうですか。ありがとうございました。

坂田教育長 はい。

ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案ごとに参ります。

議案第11号です。千代田区立こども園条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、成立させていただきます。

続きまして、議案第12号、千代田立幼稚園使用条例の一部を改正する条例でございます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございました。賛成全員でございます。可決、成立をいたしました。

あとの2件につきましては報告事項ということです。

なお、この条例案につきましては、従来どおり、区長のほうから意見聴取が教育委員会にございますが、大幅な改正といいますか、この後、実質的な変更がない場合には、教育委員会の了承を得たものということで、区長に返事をするということでご容赦いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

はい。では、そのようにさせていただきます。

◎日程第2 協議

文化振興課

(1) 四番町図書館仮施設整備について

坂田教育長

それでは、次に参ります。協議事項でございます。

四番町図書館仮施設整備についてということでございます。

文化振興課長、お願いします。どうぞ。

文化振興課長

四番町図書館の仮施設整備について、資料を用いてご説明申し上げます。

まず、1番、仮施設整備の目的でございますが、(仮称)四番町公共施設整備に伴い、四番町図書館についても改築することになりましたが、工事期間中も図書館サービスを継続して提供するため、仮施設を整備いたします。

次に、2番、現在の四番町図書館の概況でございます。所在地は千代田区四番町1、面積は約1,000平方メートル、1階に開架室(一般図書・新聞・雑誌・視聴覚資料)、子ども室、閲覧席、ラウンジ、授乳室、だれでもトイレ、あと、事務室等がございます。地下は、閉架書庫、あと、職員休憩室と防災倉庫となっております。

平成30年度のご利用の実績でございますが、入館者数は26万6,505人、1日平均768人でございます。年度末の蔵書数は10万9,550点となっております。貸出冊数は25万9,798点、こちらが年間で、雑誌も含めてでございます。そのうち、区民貸出冊数は18万3,661点で、全体の約70.7%ということで、区民のご利用の方が多い図書館でございます。

続いて、3番、仮施設の条件でございますが、次の3つの条件でまず探しました。

まず、地域は、地域住民が継続して利用できるよう、可能な限り現施設の近傍であること。それから、規模につきましては、一定程度のサービスの提供ができるよう、300㎡以上であること。続いて、図書館用途として使用できること。あと、不特定多数の方が出入りできることという条件で、近傍で探しました。

備考欄もごらんください。近傍ということで、番町小・麴町小・九段小の学区エリアで探しました。また、図書館の貸出・返却、閲覧のほか、おはなし会の会場、だれでもトイレ、授乳室等の設置スペースの確保を考えまし

た。また、土・日・祝日、あと、夜間も出入りが可能とすることとして、その条件で探しました。

続いて、4番、経過でございます。平成28年以降、仮施設に関する調査を開始し、これまでに近隣物件延べ40件以上の中から、上記の条件に合致する物件を検討いたしました。貸主の意向や他者との競合等により、仮施設の確保にはなかなか至りませんでした。この間、小規模物件を複数確保することによる機能分散等も検討いたしました。このとおり現施設の近隣で借受可能な物件があり、協議の結果、仮施設として内定することといたしました。その後、用地問題検討会、土地建物価格審査会で審議の中で、候補物件の仮施設としての妥当性や、賃料の適正価格についての検討を経て、現在、本契約に向けて調整中でございます。

次のページをご覧ください。候補物件の概要でございます。所在地は千代田区三番町14の7。建築年は1975年の7月で、旧耐震の物件です。鉄筋コンクリートの地上7階建。面積は861平米です。

こちらは、下の地図をごらんいただきますと、九段小学校の並びでございます。現在の四番町図書館からは約200メートルというところにあります。

続いて、6番、借受期間及び借受料でございます。借受期間は、2019年7月1日から2025年3月31日の予定です。賃料は、坪単価1万9,700円となる見込みです。月額賃料は513万5,593円。こちらには共益費が含まれます。敷金は賃料の12カ月分としまして、6,162万7,116円。こちらの賃料につきましては、土地建物価格審査会の結果を踏まえて、用地問題検討会において、借受上限額は坪単価月2万円未満と決定されております。

次に、7番、改修工事の主な内容でございます。貸主の負担としましては、アスベスト除去工事、耐震補強工事、事務用途に必要な工事がございます。続いて、区の負担のところでございますが、図書館用途に必要な工事、内装やサイン、給排水の設備等、あと空調設備の増設等がございます。

続いて、次のページをご覧ください。8番、仮施設で取り扱う資料についてでございます。こちらは、現在の四番町図書館で所蔵している資料のうち、利用率の高い資料、児童書、小説、文庫を中心に、蔵書の3分の1程度を仮施設へ移設する予定です。現資料数は10万9,550点、仮施設に移転する資料は約3万点。利用率の低い資料、雑誌等随時刊行される資料などは、民間倉庫に保管予定でございます。

続いて、9番、仮施設のフロアの概要でございます。1階からご覧ください。

まず、1階は子育て・赤ちゃんコーナー（おはなし会会場）、新聞・雑誌コーナー、受付、だれでもトイレ、授乳室やコピー機とかブックポスト、バギー置場、駐輪場なども設備されております。

続いて、2階は子ども室です。2階には女子トイレと給水機と事務室もございます。

続いて、3階は一般書（文庫本）やCD・DVDが置かれております。あ

と、男子トイレと警備員室もございます。

続いて、4階が中高生コーナー、一般書（辞書・辞典等）、あと、女子トイレと職員の休憩室がございます。

あと、5階が児童書の閉架書架、6階が一般書の閉架書架、7階が防災倉庫と、あと、図書館のイベント用品の倉庫となります。

備考欄をご覧ください。現在、四番町図書館に設置されておりますラウンジ、飲食可能なスペースでございますが、こちらとインターネットの席は、新しい仮施設のほうでは設置しない予定です。

次に、10番、今後のスケジュールでございます。本日、教育委員会に協議をさせていただきまして、6月25日、庁内の首脳会議、27日、常任委員会へ報告。7月上旬に賃貸借の契約及び改修工事に係る協定書の締結。あと、近隣住民と、利用者の方への周知を開始いたします。7月中旬に改修工事が開始されます。今年の12月末で改修工事が完了する予定です。年明けの1月中旬に、現四番町図書館は閉館させていただきまして、2月中旬、仮施設へ引っ越しをし、4月1日に仮施設オープンの手続きでございます。

以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

この四番町の複合施設、これは、保育園、児童館、区営住宅、図書館の機能があり、今、2棟の建物になっておりますけれども、これが老朽化に伴い更新をすると、1棟建てになる予定でございます。その間に、それぞれの機能をどちらかに、その近辺に、地域の施設でございますので、余り遠くに行くわけにいかないということで、その近辺に暫定の建物を用意していくということで、各所管が苦勞をされています。という中の一環として、この四番町の図書館がございました。今ご説明のあったとおり、三番町のほうにそういう物件がようやく見つかったということで、そちらのほうに移りたいというご報告でございますが。

何かご質問があれば、お願いいたします。

中川委員。

中川委員

これを見ていると、6階、5階が一般書閉架書架、それから5階が児童書閉架書架となっているんですけども。これは、閉架ということは、一般の人が手にとって見ることはできないということなんでしょうか。

文化振興課長

はい。開架ではないので、通常はこちらはご覧いただくことはできません。ただ、検索等でご用命いただければ、お出しすることができます。

中川委員

なるべくこの階は、みんなが手にとってもらえるようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

文化振興課長

こちらのビルは事務所仕様のビルでございますので、図書館仕様とは違って、耐荷重も違いますので、事務所仕様で入る冊数ということで、一定の閉架書庫も必要ということで、このようなレイアウトを、現場のスタッフとも協議しながら、案として決めさせていただきました。

中川委員

そうすると、検索すれば出していただけるということで。

文化振興課長 はい。
中川委員 ありがとうございます。
坂田教育長 ほかに何かございますか。
それでは、協議事項、四番町図書館の仮施設整備については以上とさせていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和元年 第2回区議会定例会の日程

子ども支援課

(1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

(2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

坂田教育長 続きまして、報告事項でございます。
(1) でございます。子ども総務課からの報告で、令和元年第2回区議会定例会の日程ということです。よろしくお願ひします。
子ども総務課長 お手元に資料をお配りいたしましたけれども、令和元年第2回定例会日程でございます。
5日の水曜日に告示がされており、明日から議会が始まります。
主な日程については、現段階での案ということで、こういった形で行われる予定であるということでございます。
報告は以上でございます。
坂田教育長 はい。明日から始まる議会の日程でございます。ほぼ今月いっぱいということでございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、報告事項を終了させていただきます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

坂田教育長 日程の第4、その他に参ります。
教育委員会行事予定表及び(2)の広報千代田掲載事項、まとめてご報告ください。
子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表です。
本日、6月11日教育委員会がございまして、委員の皆さんにご出席等をいただくのが、下のほうです。6月19日13時30分から保・幼・小合同研修会、番町幼稚園・小学校の体育館等で行われますけれども、こちらのほうのご出席をお願ひいたします。
それから、1ページ目の一番下で、21日、関西研修旅行ということで、九

段中等教育学校の生徒さんたちが京都・奈良に出かけるという形になっております。

それから、裏面でございます。6月25日火曜日15時から教育委員会ということですので、こちらのご予定もお願いします。

行事予定については以上でございます。

引き続きまして、広報原稿のほうに参ります。

1番、これはUNESCO協会のほうで協力依頼が来まして、ベラルーシの子どもたちを囲んでというイベントを、7月8日から行います。

それから、2番目として、私立保育所の開設説明会・内覧会を7月27日の土曜日以降行うということで、神田のほうでオープンする保育所の説明会・内覧会がございます。

それから、6番目です。学務課のほうからですけれども、区立中学校の学校選択・学校説明会が7月に行われます。

これ以外の掲載事項につきましては、例年のイベント的なものということで、夏、7月から8月にかけての行事等の掲載が予定されております。

以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。という行事予定表及び広報掲載事項でございます。

何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、こんな予定でございますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、一応本日の日程は終了いたしました。教育委員さんから情報提供がございましたらお願いいたします。

金丸委員 今回、札幌で詩梨ちゃんの事件が起きましたよね。おそらく千代田区でも児童相談所の設立の動きはあると思ひまして。

実は、札幌市も、児童相談所の職員が1人で150件抱えているんですね。その中であの事件が起きているということを考えると、実は児童相談所をつくる計画の中に、今、千代田区で児童相談所が関与しなきゃいけないような案件が何件ぐらいあって、その件数に応じて何人の職員が必要かというようなところから調査を始めていただけるとありがたいなと思っています。

坂田教育長 はい。安田所長。

児童・家庭支援センター所長

児童相談所の職員が1人当たり何件扱うかというところは、東京都からデータ等を提供していただきながら、より精査をして詰めていく必要があるというふうに認識しています。

坂田教育長 はい。ということなんです。児童相談所は業務そのものが相当幅広ですね。非行から犯罪にかかわることから、虐待、不登校、いじめ、全てですね。東京駅とか主要な駅を抱えているところは、いろんな形で子どもが家を出てくるとかそういうのもあるでしょうし、様々なことが想定されます。

相談所そのものの機能、強権的な機能が本来必要なのはそうなんです、

やはり先ほど金丸委員が言われたように、1人の、要するに児童相談所の職員が相当激務なわけですね。相当の件数を抱えるということになりますと、やっぱりそれを支える周りの仕組み、そこに、連携であったりそこに至る前の何か地域でのケアであったりという、そういったものとパッケージじゃないと、物だけできてもしょうがないかなという感じもあります。

そういったことを、いろいろ先行事例もありながら、また昨今の凶悪案件もごございますので、千代田の中でどれほどになるのか、どういう仕組みをつくるのかということ、今、安田所長のほうで鋭意検討しているということをごございますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかに何かございますか。

(な し)

坂田教育長

はい。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。